

防災重点農業用ため池の指定等について

第1 防災重点農業用ため池指定の考え方

1 令第1号に基づく指定

農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域（当該農業用ため池の堤体天端の標高から判断して、決壊時の流水が及ぶと想定される範囲。以下「浸水区域」という。）のうち当該農業用ため池からの水平距離が100m未満の区域に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいう。以下同じ。）が存する場合、当該農業用ため池を防災重点農業用ため池に指定することができる。

ただし、ため池防災支援システム等を用いた氾濫解析を基に当該農業用ため池に係る浸水想定区域図を作成し、影響範囲（決壊に伴う流水により歩行が不可能となる範囲（水深0.5m以上かつ流速1.0m/s以上又は水深1.0m以上かつ流速0.5m/s以上）をいう。以下同じ。）に住宅等が存しないことを確認することにより、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないことが明らかとなった場合は、当該農業用ため池を防災重点農業用ため池に指定しないこと又は防災重点農業用ため池の指定を解除することができる（以下2及び3に同じ。）。

2 令第2号に基づく指定

貯水する容量が1,000 m³以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が500m未満の区域に住宅等が存する場合、当該農業用ため池を防災重点農業用ため池に指定することができる。

3 令第3号に基づく指定

貯水する容量が5,000 m³以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存する場合、当該農業用ため池を防災重点農業用ため池に指定することができる。

4 令第4号に基づく指定

地形状況、ため池上流域の土砂崩壊の危険性（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に基づく土砂災害警戒区域や地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に基づく地すべり防止区域の設定の状況）、下流の住宅等の状況等から指定の必要性が特に高いと認められるものについても、防災重点農業用ため池として指定することができる。

また、令第1号から3号までの要件に該当しない場合であっても、当該要件の境界付近に住宅等が存在し、被害を及ぼすおそれがあるものについては、個別の農業用ため池ごとに浸水想定区域図を作成し、影響範囲に住宅等があることを確認することにより、防災重点農業用ため池として指定することができる。

5 指定に当たっての留意事項

重ね池の場合は、上流の農業用ため池の貯水量を下流の農業用ため池に合算して指定の判断を行い、防災重点農業用ため池に指定する場合は、上流の農業用ため池も含めて指定する。

第2 防災重点農業用ため池の指定及び特定農業用ため池の指定

令各号に規定する防災重点農業用ため池の指定要件と農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（令和元年政令第22号）第1条各号に規定する特定農業用ため池の指定要件は同じものである。

このため、国又は地方公共団体が所有するものを除く農業用ため池について、防災重点農業用ため池の指定を行うに当たっては、あらかじめ又は同時に農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項に規定する特定農業用ため池に指定する。

第3 法定外公共物である農業用ため池の取扱い

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）に基づき、法定外公共物のうち里道・水路（ため池、湖沼を含む。）として現に公共の用に供しているものについては、市町村に譲与し、機能管理、財産管理ともに自治事務とすることとされ、登記の嘱託については、譲与後に所有者たる市町村がその必要性を認めた時点で手続を行うこととされている。

このため、市町村は、登記簿上国所有のままとなっている法定外公共物である農業用ため池について、防災重点農業用ため池の指定と併せ、所有権移転登記を遅滞なく行う。ただし、無地番に伴う表示登記のため、地積測量図等を作成する必要があるなど、防災重点農業用ため池の指定と併せて行うことが困難な理由がある場合は、所要の対応を了した後に行う。

なお、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第4条に基づき、地方公共団体が自己のために受ける登記については、登録免許税は課されない。

第4 防災重点農業用ため池の指定解除

防災重点農業用ため池は、決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして指定されるものである。

このため、都道府県は、防災重点農業用ため池について、浸水区域に住宅等が存しなくなる若しくは貯水容量が縮小するなど、防災重点農業用ため池の指定要件に該当しなくなった場合又は廃止工事を行った場合には、当該農業用ため池について、法第4条第3項に基づく防災重点農業用ため池の指定解除を行う。

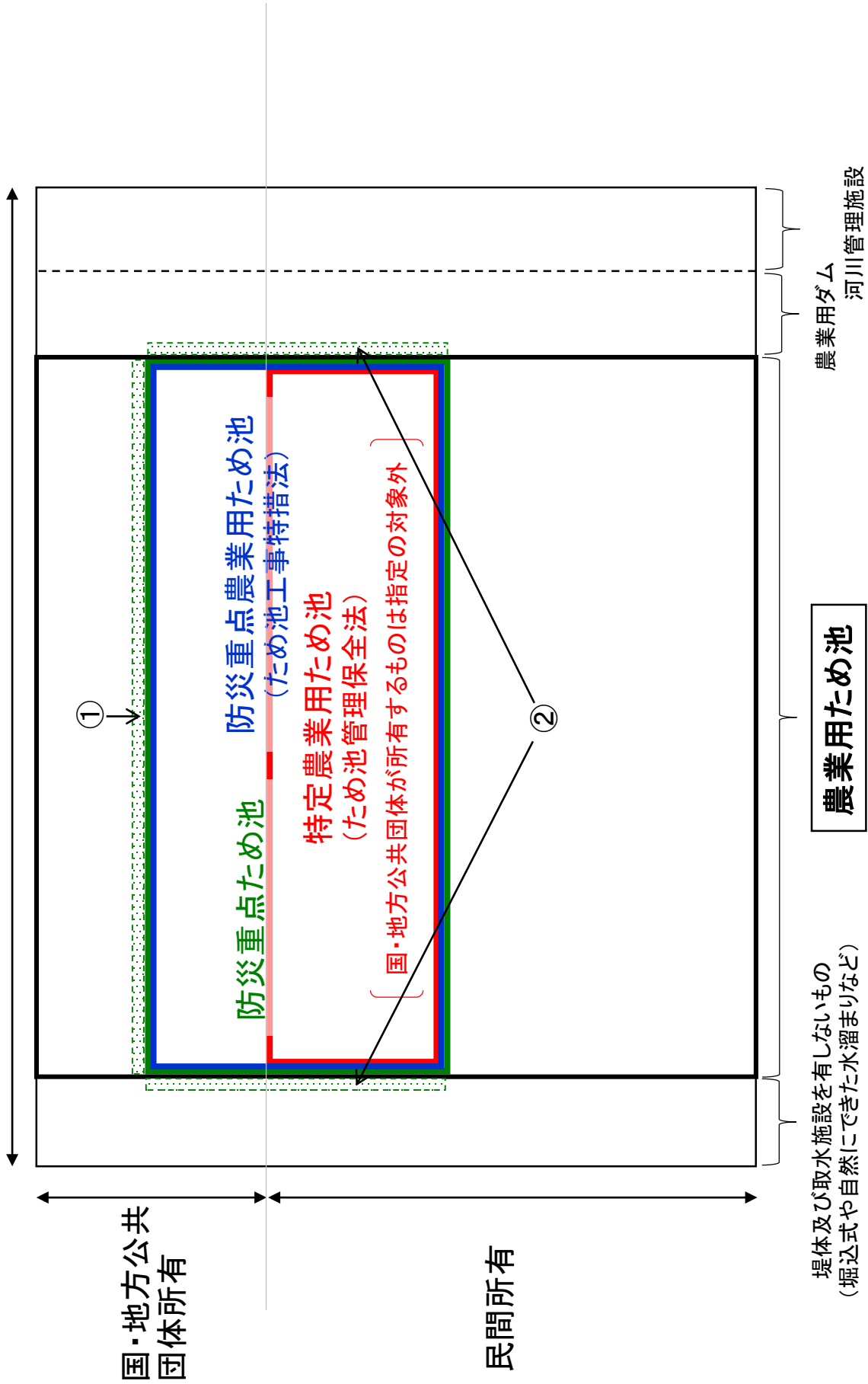
なお、防災重点農業用ため池については、防災工事を行い一定の安定性を確保することとしているが、異常気象等により不測の事態が生じるおそれもあることから、防災工事を行ったことをもって、防災重点農業用ため池の指定解除を行うことはしないものとする。

第5 防災重点ため池との関係

対策を講ずるべきため池数の適正な管理のため、以下により防災重点農業用ため池数と「防災重点ため池の再選定について」（平成 30 年 11 月 13 日付け 30 農振第 2294 号農村振興局整備部防災課長通知）に基づき再選定した防災重点ため池数の整合を図ることが望ましい。

- 1 基本指針第 2 の 1 に規定する、国が国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 3 条第 2 項に規定する行政財産として所有し、自ら防災工事等を実施するもの又は独立行政法人水資源機構が所有するものについては、防災重点ため池からも除外する。
- 2 法第 2 条第 1 項に規定する「農業用ため池」に該当しないものについては、防災重点ため池からも除外する。

農業用(兼用含む)



農業用ため池
 堤体及び取水施設を有しないもの
 (掘込式や自然にできた水溜まりなど)

: 対策を講ずるべきため池数の適正な管理のため、防災重点ため池から除外することが望ましいもの。
 ① 国が国有財産法(昭和23年法律第73号)第3条第2項に規定する行政財産として所有し、自ら防災工事等を実施するもの又は独立行政法人水資源機構が所有するもの
 ② ため池管理法、ため池工事特措法に規定する「農業用ため池」に該当しないもの